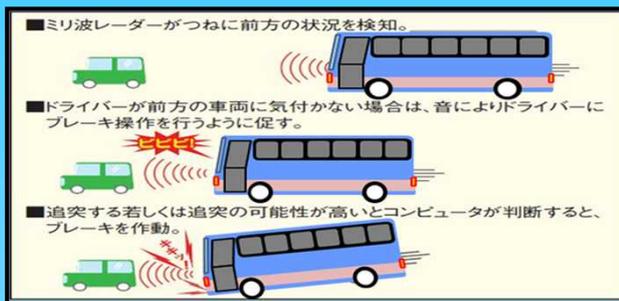


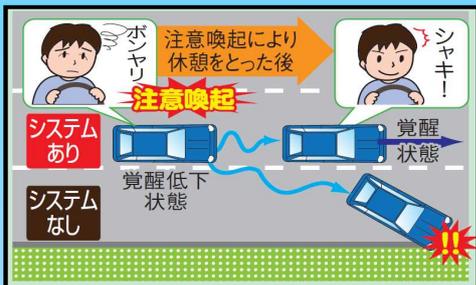
ASV技術の安全効果について

衝突被害軽減ブレーキ

レーダーにより先行車との距離を常に検出し、危険な状況にあるかどうかを監視します。追突の危険性が高まったら、音により警報し、ドライバーにブレーキ操作を促します。それでもブレーキ操作をせず、追突する若しくは追突の可能性が高いと車両が判断した場合、システムにより自動的にブレーキをかけ、衝突時の速度を低く抑えるようにします。

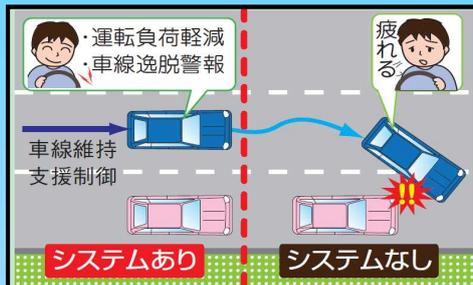


ふらつき注意喚起装置



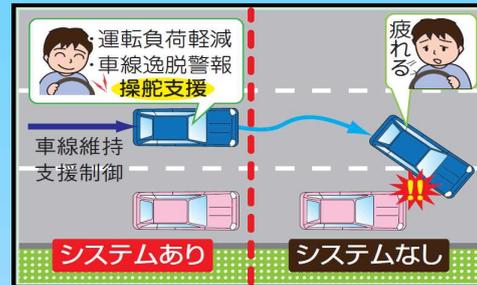
運転者の低覚醒状態や低覚醒状態に起因する挙動を検出し、運転者に注意を喚起します。

車線逸脱警報装置



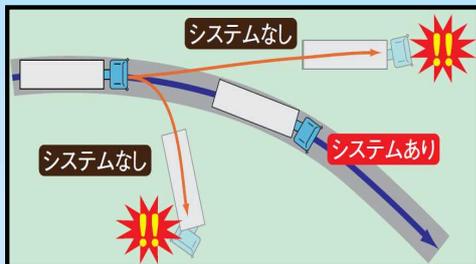
走行車線を認識し、車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車線維持支援制御装置



走行車線を認識し、車線維持に必要な運転者の操舵力を軽減します。車線から逸脱しそうになった場合には、運転者が車線中央に戻す操作をするよう警報します。

車両安定性制御装置



急激なハンドル操作などにより車両に不安定挙動が発生した場合、不安定挙動を抑制するようエンジン出力や制動力を制御します。

ドライバー異常時対応システム



ドライバーが安全に運転出来ない状態に陥った場合に、乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、車両は自動的に停止します。

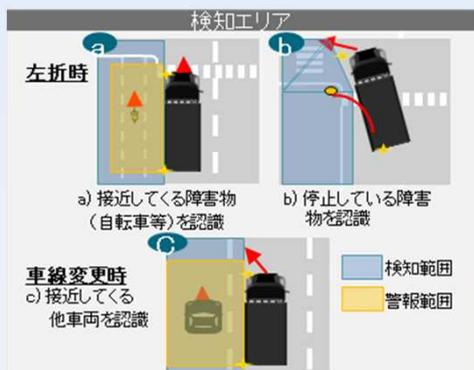
先進ライト



前方の先行車や対向車等を検知し、眩しさを与えないよう部分遮光することにより、走行ビーム同等の視界を確保するヘッドライト等。

側方衝突警報装置

左折時や車線変更時に側方の衝突事故等を防止するため障害物の検知し、衝突の可能性が高いと判断した場合には、運転者に衝突を回避するよう警報します。



統合制御型可変式速度超過抑制装置

峠などの下り坂でのスピード超過による事故を防止するため、制動力を統合的に制御することにより自動的に予め設定した速度に制限します。



ASV(先進安全自動車)に関する情報はこちら



ASV装置装着車の支援制度について

国土交通省では、以下の装置を搭載した事業用の車両を購入等する場合において、補助を実施しております。

下記補助対象装置を搭載した車両を購入又はリースにより導入する場合に、当該装置に係る費用に対し、下記の金額を上限とした補助を実施しております。

補助対象車両は、令和2年4月1日以降に新車新規登録されたものとなります。

	補助対象装置	補助対象車両	補助率	補助上限
①	衝突被害軽減ブレーキ	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量12t以下のバス		150,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	100,000円
②	・ふらつき注意喚起装置 ・車線逸脱警報装置 ・車線維持支援制御装置	・車両総重量3.5t超22t以下のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	50,000円
		・車両総重量12t以下のバス		
		・タクシー ・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
③	車両安定性制御装置	・車両総重量3.5t超20t以下のトラック	1/2	100,000円
		・車両総重量5t超12t以下のバス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
④	ドライバー異常時対応システム	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円
⑤	先進ライト	・車両総重量3.5t超のトラック(13t超トラクタ含)	1/2	100,000円
⑥	側方衝突警報装置	・車両総重量3.5t超のトラック	1/2	50,000円
		・バス		
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	33,000円
⑦	統合制御型可変式速度超過抑制装置	・バス	1/2	100,000円
		・貸切バス(中小事業者等以外)	1/3	67,000円

・1車両あたり複数の装置を装着する車両においては、(トラック)150,000円 (バス)300,000円 (貸切バス(中小事業者等以外))200,000円 が上限となります。
・各装置ごとに対象となる車両及び車両総重量が異なります。申請の詳しい内容については、募集要領をご確認ください。

●申請期間:令和2年10月29日(木)～令和3年1月29日(金) 9:00-16:00

補助金総額を超過することが見込まれた場合、申請期間内であっても終了となります。

●申請方法:最寄りの地方運輸局、運輸支局(沖縄は沖縄総合事務局)へ書類の持ち込み又は郵送。
若しくは、電子申請システム「jGrants (<https://jgrants.go.jp>)」による電子申請。

●申請書類:国土交通省ホームページよりダウンロードください。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_02.html)

補助金申請に関する主な注意点

- 平成26年度より、補助対象事業者が原則中小企業者等(※)に限定となりましたが、平成28年度2次募集以降、貸切バス事業者に限り大企業も補助対象事業者となります。
 - 車両購入の際の支払い方法は、振込、現金又は小切手によるものを原則とし、ローンなどによる支払いの場合は補助金は交付されません。
 - 上記②の装置のうち、同一車両に複数の装置を装着する場合においては、最も金額の高い装置に対してのみ補助するものとします。
- ※中小企業者等：中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者
中小企業等協同組合法第3条に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合
(資本金3億円以下もしくは従業員300人以下のどちらかを満たせば補助対象者となります。)

補助金交付申請の受付窓口・問い合わせ先

運輸局・支局名	部課名	電話番号	FAX番号
北海道運輸局	自動車技術安全部技術課	011-290-2753	011-290-2705
東北運輸局	自動車技術安全部技術課	022-791-7535	022-299-8872
北陸信越運輸局	自動車技術安全部技術課	025-285-9155	025-285-9175
関東運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	045-211-7256	045-201-8813
中部運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	052-952-8044	052-961-0664
近畿運輸局	自動車技術安全部技術課	06-6949-6452	06-6949-6459
中国運輸局	自動車技術安全部整備・保安課	082-228-9142	082-228-9148
四国運輸局	自動車技術安全部技術課	087-802-6785	087-802-6787
九州運輸局	自動車技術安全部保安・環境課	092-472-2546	092-472-2916
沖縄総合事務局	運輸部陸上交通課	098-866-1836	098-860-2369